

令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録

令和3年3月4日（木）午後4時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 承認第1号 職員の派遣申請について

日程第3 承認第2号 教員の割愛申請について

日程第4 議案第6号 瑞穂市教職員の人事内申について

日程第5 教育長の報告

日程第6 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

学校教育課主幹 曾我部 雄 志

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

なし

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 只今より令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会を開会致します。

○教育長 本日の議題は、人事案件でありますので非公開と致します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加木屋委員にお願い致します。

日程第2 承認第1号 職員の派遣申請について

○教育長 日程第2 承認第1号 職員の派遣申請について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第2 承認第1号 職員の派遣申請について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項に規定する職員の派遣について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、瑞穂市教育委員会の承認を求めます。令和3年3月4日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第2 承認第1号 職員の派遣申請について、承認することと致します。

日程第3 承認第2号 教員の割愛申請について

○教育長 日程第3 承認第2号 教員の割愛申請について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第3 承認第2号 教員の割愛申請について、瑞穂市教

育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和3年3月4日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第2号 教員の割愛申請について、承認することと致します。

日程第4 議案第6号 瑞穂市教職員の人事内申について

○教育長 日程第4 議案第6号 瑞穂市教職員の人事内申について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 議案第6号 瑞穂市教職員の人事内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項により、県費負担教職員の内申をすることについて、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年3月4日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第6号 瑞穂市教職員の人事内申について、可決することと致します。

日程第5 教育長の報告

○教育長 日程第5 教育長の報告ですが今回は特にありません。

日程第6 その他

○教育長 日程第6 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 特にありません。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にありません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 本日お示しをさせていただきました資料については、このあと回収をさせていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

○教育長 次回の会議ですが、令和3年3月24日、水曜日、午後2時00分から令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会を閉じさせていただきます。

閉会 午後5時13分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月4日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。